

事 務 連 絡

平成 23 年 2 月 2 日

関係事業者 ご担当者 様

動物検疫に係る水際での対策強化について（再協力依頼）

農林水産省消費・安全局

動物衛生課国際衛生対策室長

動物検疫につきましては、日頃のご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、動物検疫所では、特に海外への渡航者・入国者が増加する年末から 2 月にかけて、動物検疫の強化及び国民に向けてのキャンペーンを実施することとし、別紙「動物検疫に係る水際での対策強化について（協力依頼）」（平成 22 年 12 月 21 日付け 22 消安第 7598 号）にて、国土交通省を通じて、航空機内、船内及び旅客ターミナル内におけるアナウンス、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等を行い、旅客に対して周知を実施いただけるようご協力を依頼したところです。

しかしながら、その後も、アジア地域では、口蹄疫等の発生が継続している状況にあります。

このような中、2 月 2 日から韓国や中国では正月休暇を迎えるなど、アジア諸国における人、物の動きが一層激しくなります。また、チャーター便については、海外から国内地方空海港への直行便も増加すると見込まれます。

つきましては、再度、本取組の実施にご理解いただくとともに、別添の内容について、改めてご協力いただけますようお願いいたします。また、本取組への更なるご協力についても、前向きなご検討を宜しくお願いいたします。

(別添)

中国等における正月休暇を踏まえた動物検疫の強化に関する再依頼
(具体的な手順)

平成23年2月1日

具体的なお願い事項は以下のとおりです。対応いただいていない事項がありましたら、是非、前向きにご検討をお願いいたします。

すでに個別にご連絡を差し上げている会社、団体等におかれては、お願いが重複し申し訳ありませんが、ご理解いただけますようお願いいたします。

1 アナウンス

別添1(航空機内・船内用)の内容について、旅客に対し、航空機内又は船内でアナウンスいただけますよう改めてお願いします。

日本語、韓国語、英語、中国語、台湾語の翻訳文があり、音声の電子ファイル(mp3形式、4.7MB程度)について、メール等にてご提供可能です。必要な言語についてご連絡ください。

2 リーフレット配布

航空機内又は船内、チェックインカウンター、旅行代理店のカウンター等において別添2(A5サイズ、両面。)のリーフレットの配布をお願いします。

リーフレットには、日本語、英語、韓国語、中国語、台湾語が併記されております。

特に、2月には、チャーター便等の増加が見込まれると考えておりますので、旅客に対して十分な周知ができるよう、機内での配布について、積極的にご検討願います。

必要枚数及び送付先(数か所でも可)について、ご連絡ください。

3 ホームページでの情報提供

貴社のウェブサイト上に、動物検疫所のウェブサイトへのリンクを貼っていただく等により、動物検疫に関する情報提供をお願いいたします。

動物検疫所のウェブサイトは、以下のとおりです。

海外からご到着される皆様へ(動物検疫所ホームページ)(別添3)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizuglwa.html>

なお、貴社のウェブサイトでご活用いただけるよう、バナー(別添4)を準備しておりますので、ご入り用の際は下記連絡先にご連絡ください。

4 機内・船内や旅行代理店等で放映する映像の提供

旅客に対するお知らせのビデオを用意いたしましたので、機内・船内や旅行代理店等で放映していただけますようお願いいたします。

内容は、「靴底消毒ご協力のお願い」と「肉製品の持ち込みに関するお知らせ」の2本で、それぞれ30秒程度です。

ご検討いただく際の材料として、事前に送付させていただくことも可能です。

ご不明な点がございましたら、以下にご連絡ください。

【連絡先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

国際衛生対策室 検疫業務班 高橋、佐治（さじ）、小財（こざい）

代 表 : 03-3502-8111 (内線4584)

ダイヤルイン: 03-3502-8295

FAX : 03-3502-3385

E-mail : chikako_takahashi@nm.maff.go.jp

yuji_saji@nm.maff.go.jp

megumi_kozai@maff.go.jp

(別添1) (航空機内・船内用)

旅客への注意喚起の具体的内容

※ 日本語、英語、中国語、韓国語でのアナウンスを実施。(便に応じて対応)

航空機内・船内アナウンス内容(到着便)

- ① 現在、中国、韓国などのアジア諸国では、家畜の悪性伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生しています。
- ② 発生している国からの肉製品の日本への持ち込みは禁止されています。
- ③ また、アメリカのビーフジャーキー、ヨーロッパのハム、ソーセージなどを免税店でお買い求めになった場合でも、日本に持ち込むことはできませんので、ご注意ください。
- ④ 肉製品をお持ちの方は、携帯品・別送品申告書に記載の上、動物検疫カウンターで検査を受けてください。
- ⑤ 帰国時には、海外からの病原体の持ち込みを防止するため、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただけるよう、ご協力をお願いします。
- ⑥ 海外で農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した方やゴルフシューズなど土の付着した靴などをお持ちの方は、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

(別添2)

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、 鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。

農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の着いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).

Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所

<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)

致前往海外旅行和访问日本的各位旅客
 致海外旅行、訪日的各位旅客
 해외로 여행하시거나, 일본으로 입국하시는 분들께

现在中国、韩国、俄罗斯、蒙古、台湾等国家和地区发生口蹄疫和禽流感等动物恶性传染病。

現在中國、韓國、俄國、蒙古和台灣等發生口蹄疫、禽流感等動物的惡性傳染病。

현재 중국, 한국, 러시아, 몽골, 대만 등지에서 악성가축전염병인 구제역 및 조류인플루엔자가 발생하고 있습니다.

注意! 주의!

几乎所有国家的肉、火腿、香肠、熏肉等肉类产品均不得带入日本。未经许可带入肉类产品时将会受到处罚。

來自幾乎所有國家的鮮肉、火腿、香腸和熏肉等肉製品均不得帶入日本。未經許可帶入這些肉製品時將會受到處罰。

대부분의 국가의 고기, 햄, 소시지, 베이컨 등의 육류 제품을 일본으로 반입하는 것은 불가능합니다. 허가 없이 반입하는 경우, 처벌의 대상이 됩니다.



旅客抵达日本时, 我们将对旅客的鞋进行消毒处理。

在海外时请尽量少去饲养家畜的农场。

如果曾去过农场, 接触过家畜, 或者高尔夫球鞋上带有泥土的旅客, 回国时请前往动物检疫所柜台。

旅客抵達日本時, 我們將對旅客的鞋進行消毒處理。

旅客在海外時請盡量少去飼養家畜的農場等處。

若旅客曾去過農場、接觸過家畜或攜帶有高爾夫球鞋等帶有泥土的鞋, 回國時請前往動物檢疫所櫃檯。

일본 도착시, 신발 소독을 실시합니다.

해외에서는 가축을 사육하는 농장 등에 출입을 자제하여 주십시오.

농장에 출입하거나, 가축과 접촉하거나, 골프화 등 흙이 묻은 신발을 소지하고 계신 분은 귀국시에 동물검역소 카운터로 방문하여 주십시오.

欲了解更多信息, 请咨询以下部门。

有關詳情, 請向以下部門諮詢。

기타 자세한 사항은 아래로 문의하여 주시기 바랍니다.

农林水产省 动物检疫所 / 農林水産省 動物檢疫所
 농림수산성 동물검역소

<http://www.maff.go.jp/aqs>



已感染口蹄疫的牛(来源: 宫崎县)

已感染口蹄疫的牛(出典: 宮崎縣)

구제역에 걸린 소(출처: 미야자키현)

(別添3)

動物検疫所

ホーム > 家畜の伝染性疾患の侵入を防止するために

更新日:平成23年1月31日

家畜の伝染性疾患の侵入を防止するために ～海外へ旅行される方へのお願い～

海外では口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜の悪性伝染病が発生しています。

ある調査報告(PDF:61KB)によれば、インドネシアで高病原性鳥インフルエンザウイルスの混入状況の調査を行った結果、調査をした生鳥市場(生きた家さんや野鳥を売買している市場)の約5割で高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されたとの情報があります。

このため、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜の悪性伝染病が発生している国または地域へ行かれた場合には、畜産農家などの畜産関連施設や生鳥市場等への立ち入りは極力避けるようにしてください。これら悪性伝染病が日本に侵入すると国内の畜産業に甚大な被害をもたらすのみならず、発生地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼします。

動物検疫所では、家畜の伝染性疾患の侵入を防止するため、空港や港において水際対策を行っていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

靴底消毒について

現在、中国、韓国、モンゴル、ロシア極東地域において牛等の動物の悪性伝染病である口蹄疫が発生しています。また、中国、韓国、ロシア、東南アジア、ヨーロッパなど、世界各地で鳥インフルエンザの発生が確認され、世界的な拡大が懸念されています。

我が国へのこれらの疾患の侵入を防止するため、空港等において靴底の消毒を行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

海外で畜産関連施設へ立ち入られる方へ

畜産農家などの畜産関連施設や生鳥市場等へやむを得ず立ち入ったり、家畜に接触した場合には、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、日本に到着した際に税関検査場内にある動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

口蹄疫の発生国等に関する情報については[こちら](#)を、鳥インフルエンザの発生国等に関する情報については[こちら](#)のページをご覧ください。

海外からゴルフシューズ等の土の付着した靴などをお持ち帰りになる方へ

ゴルフバッグやスーツケースなどにゴルフシューズなど土の付着した靴を収納して海外からお持ち帰りになる場合、その靴に病原体が付着しているおそれがあります。海外から日本に到着した際には、税関検査場内にある動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

海外から荷物を受け取られた方へ

海外から送られてきた荷物の中に土のついたゴルフシューズなどの靴がある場合には、[動物検疫所](#)までご連絡下さい。

空海港における靴底消毒の実施状況

到着エリアの入国審査場前の区域やボーディングブリッジなど、全ての旅客が通る場所に靴底消毒用のマットを敷いています。(写真は国際空港の例)	消毒マットには消毒薬が浸透しています。マットをしっかりと踏み込んでください。	お客様が到着する前など、マットが乾燥しないよう消毒薬を散布しています。(写真はフェリーターミナルの例)
		

ポスターやアナウンスなどにより、お客様に靴底消毒に関するご案内をしています。	動物検疫所のカウンター	動物検疫所のカウンターにおいて、ゴルフシューズなど土の付着した靴を消毒します。
--	-------------	---



(注) 海外からの旅客便が到着する全ての空海港において靴底消毒を実施しています。

車両消毒について

日本に到着するフェリーは車両を積載している場合があります。これら車両は日本に到着後そのまま国内を走行することがあります。車両に家畜の病原体が付着している可能性がありますので、家畜の伝染性疾患が日本に侵入しないよう、フェリーにより到着し上陸する全ての車両について消毒を行っています。

車両消毒の実施状況

フェリーとの接岸部分に消毒用マットを設置しています。	フェリーに積載された車両は消毒マットの上を通過します。	更に車両消毒を徹底するため、噴霧消毒を行っています。

畜産物の日本への持ち込みについて

肉製品などの畜産物を介して海外で発生している家畜の悪性伝染病が日本へ侵入するおそれがあります。このため、動物検疫所では畜産物の輸入検疫を行っています。海外へ旅行される場合には、日本を出発される前に[肉製品の持ち込みについて](#)をご確認ください。

なお、日本から海外へ畜産物を持ち出す場合にも検査を受ける必要がありますのでご注意ください。

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



(別添4)

動物検疫所ウェブサイトへのリンクバナー案

1. バナーサイズ:フルバナーサイズ(468×60ピクセル)

○バナー案1



○バナー案2



2. リンク先:

動物検疫所ウェブサイト(海外から到着する皆様へ)

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>